

令和6年9月6日

愛南町議会

議長 佐々木 史仁 殿

産業厚生常任委員会

委員長 吉田 茂生

所管事務調査報告書

産業厚生常任委員会の所管事務の調査を実施したので、愛南町議会会議規則第76条の規定により、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

《第1回》

- 1 日時 令和6年4月10日(水) 午前10時00分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、少林 法子、
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)
- 4 調査事項
農業振興について
- 5 説明員の職及び氏名
農林課 課長 松本 仁志、同主幹 田村 智之
- 6 調査内容
課長から愛南町の農業の概要、その課題、振興策等について机上説明を受ける。その後、今後の検討方法、スケジュール等について協議し、町内事業所の現地視察、先進地視察、農協職員の参考人招致を行うことを決定した。

《第2回》

- 1 日時 令和6年4月26日(金) 午前9時30分から
- 2 視察地 愛南町内(株式会社 清家ばんかんビレッジ、株式会社 吉田農園、
農事組合法人 ぼぷら愛南、株式会社 みかん職人武田屋)
- 3 出席委員(7名)
吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、少林 法子、
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)
- 4 調査事項
農業振興について
- 5 随行員の職及び氏名
農林課 課長 松本 仁志、同主幹 田村 智之

議会事務局 局長 本多 幸雄、同主幹 小松 一恵

6 参考人

えひめ南農業協同組合南宇和営農センター長 新井 英男

7 調査等内容

株式会社 清家ばんかんビレッジ、株式会社 吉田農園、農事組合法人 ぽぷら愛南、株式会社 みかん職人武田屋において現地視察を実施。事業説明を受けた後、質疑応答を行った。

《第3回》

1 日時 令和6年4月26日(金) 午後4時15分から

2 開催場所 議員協議会室

3 出席委員(7名)

吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、少林 法子、
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)

4 調査事項

農業振興について

5 説明員の職及び氏名

農林課 課長 松本 仁志、同主幹 田村 智之

6 参考人

えひめ南農業協同組合南宇和営農センター長 新井 英男

7 調査等内容

現地視察を実施後、センター長、課長と意見交換等を行い、次回、先進地視察を行うことを決定した。

期間内に結論が出せないため、継続審査とすることに決定した。

《第4回》

1 日時 令和6年6月17日(月)から18日(火)まで

2 視察地

松山市下難波地区農地中間管理機構関連樹園地再編整備事業(愛媛県中予地方局農村整備第二課所管)、坂出市 有限会社 木下農園

3 出席委員(7名)

吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、少林 法子
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)

4 調査事項

農業振興について

5 愛媛県庁などの出席者の職及び氏名

愛媛県中予地方局農村整備第二課 係長 中岡 利康
有限会社 木下農園 取締役 木下 睦雄

6 随行員の職及び氏名

農林課 課長 松本 仁志
議会事務局 局長 本多 幸雄、同主幹 小松 一恵

7 視察内容

愛媛県中予地方局農村整備第二課 中岡係長、有限会社 木下農園 木下取締役より、農業振興等について説明を受けた後、質疑応答を行い理解を深めた。

《第5回》

- 1 日時 令和6年6月28日(金) 午後0時07分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 惠一、少林 法子
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)
- 4 調査事項
農業振興について
- 5 調査内容
町内、松山市下難波地区等での視察結果及びこれまでの協議の内容を基に取りまとめを行った。

調査結果報告

当委員会は、愛南町の農業振興について取りまとめたので、その結果を報告する。

(1) 現状及び背景

日本の農業は、基幹的な農業の担い手が減少し、高齢化も進んでおり、農家の平均年齢は67歳、65歳以上の農家が65パーセントにも及ぶ非常に厳しい状況におかれており、愛南町においてもこの状況はより顕著となっている。

昨年度開催した議会報告会において町内の担い手農業者と、DX農業の推進、後継者不足、物価高騰、耕作放棄地対策などについて意見交換を行い、現下の諸問題について行政の対応を求める意見も多く寄せられた。

このような中、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢の変化を受け、農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法が改正された。

同法において地方公共団体は、その区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされており、愛南町においても今後、農業が抱える諸問題に国等と一体となった、改正法のめざす方向性に即した施策の推進に取り組む必要がある。

(2) まとめ

日本の農業が抱えている諸問題を解決し、生産力を向上させ、日本の農業の未来を守るためには、スマート農業の推進、農地や経営の大規模化、農作物のブランド化などの対策が有効と言われている。

本委員会では、愛南町の農業を次世代に引き継ぎ、発展させるためには、持続可能な農業の実現に向け、農家だけでなく国や県、消費者も巻き込み、農業が抱える問題に取り組むことが問題の解決の一助になるものと考え検討を行ってきた。具体

的には、課題を洗い出した上で、国や県の動向、他の事例等を調査し、農業のあり方について協議を行った結果、次の事項を提案し本委員会の報告とする。

- ① 農業経営の効率化を図るため、農業者が農地の集約や最新技術を活用するスマート農業等の導入を支援する施策を推進すること。
- ② 持続可能な農業を実現するため、新規就農者や労働力の確保を支援する施策を推進すること。
- ③ 農業分野での新たな価値を生み出すため、6次産業化やブランディングなど農業者への情報提供や起業を目指す取組を支援する施策を推進すること。
- ④ 農業の持続的な発展のため、地域農業の中心となる農業者が経営体質の強化を図る取組を支援する施策を推進すること。
- ⑤ 愛媛県やJA等と緊密に連携し、愛南町にあった作物の生産やより競争力の強い産地化など、愛南町独自の農業経営戦略を推進すること。

最後に、2030年には農業従事者・農業経営体ともに2020年の半分以下になることが予測されている。現状の生産力を維持するためには、農地の集約やスマート農業の推進といった農業経営の効率化や積極的な情報収集が必要不可欠であり、慣行にとらわれない新技術の導入や農家自体のブランディング、6次産業化による収益体質の強化が農家の生き残りの重要な鍵と考える。

愛南町の農家・農村の存続のためにも、環境に配慮しつつ生産性の向上や省力化、ブランディングなどにより将来にわたって持続可能な農業を目指す農業者の経営戦略を後押しする施策の構築に向けた取組が今後推進されることを期待する。

以上、産業厚生常任委員会の意見を集約した調査結果報告とする。